省　令

○総務省令第八十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十五条第二項及び電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月八日

総務大臣　鈴木　淳司

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（請求の単位） **第十一条の二の五**　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第十一条の二の五の二**　手数料令第五条の総務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用するものであつて次に掲げるものその他の情報通信の技術を利用するものとする。 一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 二　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法	（請求の単位） **第十一条の二の五**　［同上］ ［新設］
別表第二号の二の四（第11条の２の４第２項関係） 無線局情報提供請求書 ［略］ ［１～４　略］ ５　希望する情報提供の実施の方法（注６） □用紙に出力したものの交付 □電磁的方法による提供 （電子メールアドレス：　　） 請求に関する連絡責任者 住所 所属 氏名 電話番号 電子メールアドレス ［注１～５　略］ ６　希望する情報提供の実施の方法については、該当する事項の□１か所にレ印を付けることとし、電磁的方法による提供の□にレ印を付ける場合は、電子メールアドレスを括弧内に記載すること。	別表第二号の二の四（第11条の２の４第２項関係） 無線局情報提供請求書 ［同左］ ［１～４　同左］ ５　希望する情報提供の実施の方法（注６） □用紙に出力したもの □フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格Ｘ6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したもの □光ディスク（日本産業規格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの ［注１～５　同左］ ６　希望する情報提供の方法については、該当する事項の□１ケ所にレ印を付けること。